(財政金融委員会)

金 融 商 品 取 引 法 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す Ź 法 律 案 閣 法 第 六 七 号) (先 議 要

本 法 律 案 は 資 本 市 場 を 取 り 巻 < 環 境 \mathcal{O} 変 化 を 踏 ま え 我 が 玉 市 場 \mathcal{O} 玉 際 競 争 力 0) 強 化 並 び に 金 融 商 品 \mathcal{O}

取 引 0 公 正 性 及 \mathcal{U} 诱 明 性 \mathcal{O} 確 保 を 図 る た 8 商 品 先 物 取 引 法 上 \mathcal{O} __ 定 \mathcal{O} 商 品 を 金 融 商 品 と L て 他 \mathcal{O} 多 様 な 金

融 商 品 と と ŧ に 取 ŋ 扱 うこと 0) で き る 総 合 的 な 取 引 所 \mathcal{O} 実 現 12 向 け た 制 度 \mathcal{O} 整 備 を 行 うととも に、 定 \mathcal{O} 店

頭 デ IJ バ テ 1 ブ 取 引 に 0 1 て \mathcal{O} 電 子 情 報 処 理 組 織 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 義 務 付 け、 企 業 \mathcal{O} 組 織 再 編 に 係 る 1 ン サ 1 ダ

総 合 的 な 取 引 所 \mathcal{O} 実 現 に 向 け た 制 度 整 備

引

規

制

 \mathcal{O}

見

直

L

課

徴

金

制

度

 \mathcal{O}

見

直

L

等

 \mathcal{O}

措

置

を

講

ず

る

ŧ

 \mathcal{O}

で

あ

り、

そ

 \mathcal{O}

主

な

内

容

は

次

 \mathcal{O}

と

お

ŋ

で

あ

る。

取

1 商 品 当 面 コ メ 筡 を 除 ¿, に 係 る 市 場 デ IJ バ テ イ ブ 取 引 を 金 融 商 品 取 引 所 に お 11 て 取 ŋ 扱 うこと

が で きることと し、 証 券 • 金 融 と 商 品 を 横 断 的 12 括 L 7 取 り 扱 う 総 合 的 な 取 引 所 に 0 1 て は 金 融 商

品 取 引 法 に 基 づ き、 内 閣 総 理 大 臣 $\overline{}$ 金 融 庁 が 元 的 に 監 督 す る。

2 総 合 的 な 取 引 所 に お け る 商 品 デ IJ バ テ イ ブ 取 引 に 係 る 業 務 を第 種 金 融 商 品 取 引 業 12 追 加 する など、

取 引 業 者、 清 算 機 関 等 に つ いく て ŧ, 証 券 金 融 と商 品 を 横 断 L て 取 り 扱うことが できる 制 度 を 整 備 する。

3 総 合 的 な 取 引 所 12 お け る 商 品 デ IJ バ テ イブ 取 引 に 係 る 定 \mathcal{O} 監 督 権 限 \mathcal{O} 行 使 に つい て、 農 林 水 産 大臣

及 \mathcal{U} 経 済 産 業 大 臣 لح \mathcal{O} 事 前 協 議 等 \mathcal{O} 規 定 を 整 備 す る。

店 頭 デ IJ バ テ 1 ブ 取 引 等 \mathcal{O} 公 正 性 透 明 性 \mathcal{O} 向 上

金

融

商

品

取

引

業

者

等

に

対

し、

定

 \mathcal{O}

店

頭

デ

IJ

バ

テ

1

ブ

取

引

を

行うに

当

たり、

金

融

商

品

取

引業

者等

が

提

供

す る 電 子 情 報 処 理 組 織 電 子 取 引 シ ス テ ム を 使 用 す ることを 義 務 付 け る。

三、適切な不公正取引規制の確保

外 部 協 力 者 が 発 行 者 等 に ょ る 虚 偽 開 示 書 類 \mathcal{O} 提 出 に 加 担 す る 行 為 等 を 課 徴 金 \mathcal{O} 対 象 に 追 加 す る など

徴 金 制 度 \mathcal{O} 見 直 L を 行 う ほ か 事 業 譲 渡 に ょ る 保 有 株 式 \mathcal{O} 承 継 に 0 1 て、 当 該 株 式 0) 承 継 資 産 に 占 8 る 割

合 が 特 に 低 11 場 合 等 を 1 ン サ 1 ダ 1 取 引 規 制 \mathcal{O} 適 用 除 外 とす う。 。

四、施行期日

12 0 1 て は 公 布 \mathcal{O} 日 カコ 5 起 算 L て — 年 六 月 を 超 え な V 範 囲 内 に お いて、 <u>ニ</u>に 0 **\ て は 公 布 0 日 か 5 起

算 L て三年 -を 超 え な 1 範 开 内 に お 7 て、 三に 0 7 て は 公 布 \mathcal{O} 日 か 5 起 算 して一 年 · を超 え な 1 範 开 内 に お 11

て、それぞれ政令で定める日から施行する。